

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則

平成19年5月29日

宮城県公安委員会規則第11号

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則を次のように定める。

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「施行規則」という。）に基づく探偵業者への監督等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告又は資料の提出)

第2条 法第13条第1項に規定する報告又は資料の提出は、報告・資料提出要求書（別記様式第1号）によって求めるものとする。

(身分証明書)

第3条 法第13条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書（別記様式第2号）のとおりとする。

(指示)

第4条 法第14条に規定する指示は、指示書（別記様式第3号）によるものとする。

(営業の停止等)

第5条 法第15条第1項に規定する営業の全部又は一部の停止の命令は、営業停止命令書（別記様式第4号）によるものとする。

2 法第15条第2項に規定する営業の廃止の命令は、営業廃止命令書（別記様式第5号）によるものとする。

(指示等の公表)

第6条 法第14条の規定による指示、法第15条第1項の規定による営業の停止命令又は同条第2項の規定による営業の廃止命令を行った場合は、その内容を行政処分実施結果表（別記様式第6号）により公表するものとする。ただし、指示に係る公表については、当該指示を受けた者が当該指示が行われた日から起算して3年以内に指示を受け、又は5年以内に営業の停止命令を受けた場合に限るものとする。

2 前項の規定により公表された者が宮城県以外に主たる営業所を設けている場合は、当該主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会にその内容を通知するものとする。

3 他の都道府県公安委員会が行った法第14条の規定による指示又は法第15条第1項の規定による営業の停止命令の通知を受けたときは、その内容を行政処分実施結果表により公表するものとする。

4 第1項又は第3項の規定による公表の期間は、当該公表を行った日から起算して3年間とする。

(届出証明書の返納)

第7条 施行規則第4条第3項及び第4項に規定する探偵業届出証明書の返納は、探偵業

届出証明書返納書（別記様式第7号）によるものとする。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年公安委員会規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に行った法第14条の規定による指示、法第15条第1項の規定による営業の停止命令又は同条第2項の規定による営業の廃止命令については、なお従前の例による。

附 則（平成27年公安委員会規則第2号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年宮城県公安委員会規則第4号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（平成28年10月14日公安委員会規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月27日公安委員会規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の宮城県警察国有物品管理規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、宮城県公安委員会審査請求手続規則、質屋営業法施行細則、古物営業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則、警備業法施行細則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則、迷惑行為防止条例施行規則及び宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和3年3月30日公安委員会規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第2条関係）

報告・資料提出要求書

宮公委第 号
年 月 日

住 所
商号、名称又は氏名 殿
（法人にあっては、
代表者の氏名）

宮城県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定により、下記のとおり報告・資料の提出を求めます。

記

提出を求める 報告・資料	
理 由	
提 出 場 所	
提 出 期 限	年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第2号（第3条関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
官 職
氏 名
写 真
上記の者は、探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。
年 月 日
宮城県公安委員会 印

85.6

54.0

（裏）

探偵業の業務の適正化に関する法律（抜粋）

（報告及び立入検査）

第13条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～四 略

五 第13条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第3号(第4条関係)

宮公委第 号
年 月 日

指 示 書

住 所
商号、名称又は氏名 殿
(法人にあつては、
代表者の氏名)

宮城県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第14条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第4号(第5条関係)

宮公委第 号
年 月 日

営業停止命令書

住 所
商号、名称又は氏名 殿
(法人にあつては、
代表者の氏名)

宮城県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停止の範囲	
停止の期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
処分の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第5号(第5条関係)

宮公委第 号
年 月 日

営 業 廃 止 命 令 書

住 所
商号、名称又は氏名 殿
(法人にあつては、
代表者の氏名)

宮城県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第2項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

商号、名称又は氏名 (法人にあつては、 代表者の氏名)	
住 所	
処 分 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第6号（第6条関係）

行政処分実施結果表

被 処 分 者	探偵業届出証明書番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所の名称及び所在地	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

別記様式第7号（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

探偵業届出証明書返納書

探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則第4条^{第3項}の規定により探偵業届出証明書を返納します。
第4項

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

届出者の商号、名称又は氏名及び住所

商号、名称又は氏名（法人 にあつては、代表者の氏名）			
営業 所	名 称		
	所 在 地		
返納する探偵業届出証明書		番 号	第 号
		交付年月日	年 月 日
返納の事由の発生年月日		年 月 日	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 不要の文字は、横線で消すこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。